

「新生児子育て世帯への緊急支援給付金」

申請要否フローチャート

あなたは次のどれに該当しますか。

- I. 令和5年1月1日時点で神戸市に居住しています。
- II. 令和5年1月2日以降に神戸市に転入しました。
- III. 神戸市に居住していません。

I

II

III

生年月日が令和4年4月1日から令和4年12月31日までの児童を養育していますか。

YES

NO

生年月日が令和5年1月1日から令和5年3月31日までの児童を養育していますか。

YES

NO

令和5年3月31日時点で神戸市に居住していますか。

YES

NO

生年月日が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの児童を養育していますか。

YES

NO

令和5年3月31日時点で神戸市に居住していますか。

YES

NO

あなたは児童手当（特例給付も含む）を神戸市から支給されていますか。
 なお、以下に当てはまる方は「NO」に進んでください。
 ・所得超過のため認定されなかった方
 ・児童手当を差止められている方
 ・公務員の方
 ・里親の方
 ・児童手当受給者が児童と住民票上別世帯の方

YES

NO

あなたは児童手当（特例給付も含む）を神戸市から支給されていますか。
 なお、以下に当てはまる方は「NO」に進んでください。
 ・所得超過のため認定されなかった方
 ・児童手当を差止められている方
 ・公務員の方
 ・里親の方
 ・児童手当受給者が児童と住民票上別世帯の方

YES

NO

給付金の対象外です。

給付金の対象外です。

給付金の対象外です。

給付金の対象外です。

A.申請不要で給付金が支給されます。
 2月22日支給予定
 ※児童手当の認定時期によってはID番号が記載された申請案内が発送され、オンライン申請が必要となる場合があります。（Bのパターン）

B.申請が必要です。
 （申請締切日：令和5年4月15日）
 ・児童手当受給者が児童と住民票上別世帯の場合は、児童と住民票上同じ世帯の方からの申請が必要です。
 ・1月下旬頃から順次申請案内を発送します。
 ・申請案内に記載のID番号が必要です。
 ※『e-KOBE』でのオンライン申請に限ります。

C.申請不要で給付金が支給されます。
 4月下旬頃支給予定
 ※児童手当の認定時期によってはオンライン申請が必要となる場合があります。
 （Dのパターン）

D.申請が必要です。
 （申請締切日：令和5年4月15日）
 ・児童手当受給者が児童と住民票上別世帯の場合は、児童と住民票上同じ世帯の方からの申請が必要です。
 ※『e-KOBE』でのオンライン申請に限ります。

【オンライン申請が必要な方への注意事項】

下記に当てはまる場合は、給付金コールセンターへお問い合わせください。

- ・「B.申請が必要です」の方で、令和5年1月1日～令和5年3月31日生まれの子どもも養育している場合
- ・対象児童（令和4年4月1日～令和5年3月31日生まれまで）が4人以上の場合

■連絡先

神戸市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

TEL:078-277-3322

受付時間：平日8時45分～17時45分（土日祝・年末年始は時間外）